

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件 二〇七
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二〇五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二〇五
- 県営土地改良事業計画を定めた件 二〇五
- 道路の区域を変更する件二件 二〇六
- 道路の供用を開始する件 二〇六
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 二〇六
- 廃川敷地等が生じた件 二〇六
- 随意契約の相手方を決定した件 二〇七

告示

福島県告示第百二十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定する区域
- 田村郡三春町字沼之倉二十五番一、二十五番二の一部、二十五番三、二十五番三先（道）の一部、二十五番五、二十五番七の一部、二十五番八の一部、二十五番八先（道）の一部、二十九番一、二十九番一先（道）の一部、二十九番三、二十九番三先（道）の一部、二十九番四、二十九番五の一部、二十九番五先（道）の一部、二十九

- 番六、六十番七の一部及び六十番七先（道）の一部
 - 二 指定する区域の埋立地の区分
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地
- （一般廃棄物課）

福島県告示第百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年七月二日から同年八月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 - カワチ薬品白河西店 福島県白河市中山南五番三五ほか
 - 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
 - 意見なし。
 - 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 - 意見書の提出なし
- （商業まちづくり課）

福島県告示第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、遠野土地改良区から令和元年六月十三日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年六月二十一日認可した。

令和元年七月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、鶴沼川防災ダム地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
令和元年七月三日から
同 月二十二日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所、会津坂下町役場及び会津美里町役場

(農村計画課)

福島県告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和元年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前後の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|--|--------------|--------------|-----------------|----------------|
| | | 変更前 | 変更後 | | |
| 一般国道 一一八号 | 南会津郡下郷町大字小沼崎字唐沢乙一七七二番一地从先から 同 郡同 町大字小沼崎字唐沢乙一七三二番六地先まで | 一一・五 三二・九 | 二七・五 五一・六 | 一一・五 三二・九 | 一四六・八 一四六・八 |

(道路計画課)

福島県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前後の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|------------|--------|-----|-----------------|---------------|
| | | 変更前 | 変更後 | | |
| 県道井手 | 双葉郡浪江町大字井手 | 七・七 | 七・七 | 七・七 | 四六〇・〇 |

| 路線名 | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-----|--|-------------|-----------------|---------------|
| 長塚線 | 字唐沢一、二番一地从先から 同 郡双葉町大字寺沢字唐沢一、二番一地从先まで | 七・七 三三・五 | 七・七 三三・五 | 四六〇・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------|--|----------|
| 県道井手長塚線 | 双葉郡浪江町大字井手字唐沢一、二番一地从先から 同 郡双葉町大字寺沢字唐沢一、二番一地从先まで | 令和元年七月二日 |

(道路計画課)

福島県告示第百三十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。
令和元年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 |
|----------|--|
| 一般国道二九四号 | 白河市田町一五一番地先から同市追廻四番二地先までの上り線 白河市田町九番地先から同市追廻五六番一地从先までの下り線 |

(道路計画課)

福島県告示第百三十二号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十

四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県南建設事務所に
備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称 一級河川阿武隈川水系堀川
- 二 堀川敷地等が生じた年月日 令和元年七月二日
- 三 堀川敷地等の位置 白河市真舟三十四番及び西白河郡西郷村大字米字上堀川二百五十一番
- 四 堀川敷地等の種類及び数量 土地 七四七・〇二平方メートル

(河川計画課)

公 告

公告第57号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県人事管理給与システム会計年度任用職員制度に係る改修業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年7月2日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県人事管理給与システム会計年度任用職員制度に係る改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室人事課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年6月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
65,725,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(人 事 課)